

申請の対象となる技術士技術部門及び選択科目と対応する APEC エンジニアの分野

() 内の旧選択科目も対象となります。

技術部門	選択科目	APEC エンジニア分野
2 船舶部門	2 - 1 船体、造船工作及び造船設備（船体、造船設備、造船工作及び造船設備）	Mechanical
	2 - 2 船用機械	
3 航空・宇宙部門	3 - 1 機体	Mechanical
	3 - 2 航行援助施設（原動機、装備、保安施設、航空機用原動機、航行援助施設）	
	3 - 3 宇宙環境利用	
5 化学部門	5 - 1 セラミックス及び無機化学製品（化学肥料、窯業、無機薬品、無機薬品及び肥料、セラミックス）	Chemical
	5 - 2 有機化学製品（有機合成品、有機化学製品）	
	5 - 3 燃料及び潤滑油（燃料）	
	5 - 4 高分子製品（繊維素加工、プラスチック、プラスチック）	
	5 - 5 化学装置及び設備（電気分解、電気化学）	
6 繊維部門	6 - 1 紡糸、製糸、紡績及び製布（紡績、製布、製糸及び紡績、または紡糸、製糸及び紡績、ならびに紡糸）	Mechanical
	6 - 2 繊維加工（染色仕上加工）	
	6 - 3 縫製（縫製品）	
7 金属部門	7 - 1 鉄鋼生産システム（鉄冶金）	Mechanical または Chemical
	7 - 2 非鉄生産システム（非鉄冶金）	
	7 - 3 金属材料	Mechanical
	7 - 4 表面技術（表面処理（金属防食を含む））	
	7 - 5 金属加工	
9 建設部門	9 - 1 土質及び基礎	Civil または Structural
	9 - 2 鋼構造及びコンクリート	
	9 - 3 都市及び地方計画	
	9 - 4 河川、砂防及び海岸	
	9 - 5 港湾及び空港（港湾（空港を含む））	
	9 - 6 電力土木（水力、発電土木）	
	9 - 7 道路	
	9 - 8 鉄道	
	9 - 9 トンネル	
	9 - 10 施工計画、施工設備及び積算（施工及び施工設備、施工計画及び施工設備）	
	9 - 11 建設環境	Civil
10 水道部門	10 - 1 上水道及び工業用水道（上水道、工業用水道）	Civil または Structural
	10 - 2 下水道	
	10 - 3 水道環境	Civil
11 衛生工学部門 (注1)	11 - 1 水質管理	Civil または Structural
	11 - 2 廃棄物処理（汚物処理、汚物処理及び廃水処理）	
	11 - 3 空気調和施設	Structural
	11 - 4 建築環境施設（衛生施設）	
	11 - 5 廃棄物管理計画	Civil または Structural
12 農業部門 (注2、3)	12 - 1 農芸化学	Chemical
	12 - 3 農業土木	Civil または Structural

	1 2 - 5 地域農業開発計画 1 2 - 6 農村環境	Civil
13 林業部門	1 3 - 2 森林土木(林業から森林土木が分離する前の「林業」)	Civil または Structural
14 水産部門 (注4)	1 4 - 3 水産土木	Structural
	1 4 - 4 水産水域環境	Civil
16 情報工学部門	1 6 - 1 情報システム(生産管理部門・科学技術情報管理、 情報管理)	Electrical
	1 6 - 2 情報数理及び知識処理(応用理学部門・数学、数学 応用、情報数理)	
	1 6 - 3 情報応用	
	1 6 - 4 電子計算機システム(電子計算機応用)	
17 応用理学部門	1 7 - 3 地質	Civil または Structural

注1)衛生工学部門の「廃棄物管理計画」が新設された平成6年以前に同部門の技術士となり、「廃棄物管理計画」に該当する業務を経験している方は、申請が可能です。

注2)農業部門の「地域農業開発計画」が新設された昭和48年以前に同部門の技術士となり、「地域農業開発計画」に該当する業務を経験している方は、申請が可能です。

注3)農業部門の「農村環境」が新設された平成3年以前に同部門の技術士となり、「農村環境」に該当する業務を経験している方は、申請が可能です。

注4)水産部門の「水産土木」及び「水産水域環境」が新設された平成6年以前に同部門の技術士となり、「水産土木」又は「水産水域環境」に該当する業務を経験している方は、申請が可能です。

Structural Engineering について

(1)建築物については、建築物等の企画・計画から設計・施工・維持管理その他にいたるあらゆる局面での建築構造に関する業務を対象とします。建築物については、建築構造技術者が担当します。

・建築物等とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの及び門等附属物、観覧のための工作物等及びこれら(を含む)に係る建築設備、煙突、広告塔、高架水槽、擁壁、製造施設、貯蔵施設等の工作物(建築基準法第88条)を指します。

・建築物(小規模な木造建築物を除く)の設計、工事監理は建築士でなければ行ってはなりません。

上記(1)は建築士が担当し技術士は該当しません。

(2)建築物を除く、橋などの個別の構造物の構造設計、施工・施工監理、維持管理・運用、廃棄・解体撤去は技術士が担当します。

個別構造物の安定性、挙動を取扱い、その手法は目的に応じて簡易なものから高度なものへと広範囲にわたる。

例えば、次のように構造に特化した業務が考えられる。

・安定検討、安定計算、安定解析、構造検討、構造解析、構造計算、挙動解析、耐震検討、耐震解析、耐震設計、詳細設計など。